五九・〇五	ゴム、プラスチックその他の材料を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した産品	製織、メリヤス編み又は不織布の形成と染み込ませ、塗布、被覆、積層又はメタライジングとの組合せ
	その他の産品	天然繊維若しくは人造繊維の短繊維の紡績と製織との組合せ、 人造繊維の長繊維の糸の押出しと製織との組合せ、 製織、メリヤス編み若しくは不織布の形成と染色、塗布若しくは積層との組合せ、 製織となせんとの組合せ又は なせん（独立の作業）
五九・〇六	メリヤス編物又はクロセ編物	天然繊維若しくは人造繊維の短繊維の紡績とメリヤス編み若しくはクロセ編みとの組合せ、 人造繊維の長繊維の糸の押出しとメリヤス編み若しくはクロセ編みとの組合せ、 メリヤス編み若しくはクロセ編みとゴム加工との組合せ又は ゴム加工と少なくとも二の他の主要な準備若しくは仕上げの工程（カレンダー仕上げ、防縮加工、ヒートセット、永久加工等）との組合せ（ただし、生産において使用される非原産材料の価額が産品のＥＸＷの五十パーセント又はＦＯＢの四十五パーセントを超えないことを条件とする。）
	合成繊維の長繊維の糸から製造したその他の織物であって、紡織用繊維の含有量が全重量の九十パーセントを超えるもの	人造繊維の押出しと製織との組合せ
	その他の産品	製織、メリヤス編み若しくは不織布に係る工程と染色、塗布若しくはゴム加工との組合せ、 糸の染色と製織、メリヤス編み若しくは不織布に係る工程との組合せ又は ゴム加工と少なくとも二の他の主要な準備若しくは仕上げの工程（カレンダー仕上げ、防縮加工、ヒートセット、永久加工等）との組合せ（ただし、生産において使用される非原産材料の価額が産品のＥＸＷの五十パーセント又はＦＯＢの四十五パーセントを超えないことを条件とする。）
五九・〇七	製織、メリヤス編み若しくは不織布の形成と染色、なせん、塗布、染み込ませ若しくは被覆との組合せ、 フロック加工と染色若しくはなせんとの組合せ又は なせん（独立の作業）	
五九・〇八	白熱ガスマントル（染み込ませてあるものに限る。）用の管状のメリヤス編物又はクロセ編物からの生産	
	その他の産品	白熱ガスマントル用の管状のメリヤス編物又はクロセ編物からの生産
五九・〇九―五九・一一	その他の産品	ＣＴＨ
	天然繊維若しくは人造繊維の短繊維の紡績と製織との組合せ、 人造繊維の押出しと製織との組合せ、 製織と染色、塗布若しくは積層との組合せ又は 塗布、フロック加工、積層若しくはメタライジングと少なくとも二の他の主要な準備若しくは仕上げの工程（カレンダー仕上げ、防縮加工、ヒートセット、永久加工等）との組合せ（ただし、生産において使用される非原産材料の価額が産品のＥＸＷの五十パーセント又はＦＯＢの四十五パーセントを超えないことを条件とする。）	

第六〇類　メリヤス編物及びクロセ編物

六〇・〇一―六〇・〇六		天然繊維若しくは人造繊維の短繊維の紡績とメリヤス編み若しくはクロセ編みとの組合せ、 人造繊維の長繊維の糸の押出しとメリヤス編み若しくはクロセ編みとの組合せ、 メリヤス編み若しくはクロセ編みと染色、フロック加工、塗布、積層若しくはなせんとの組合せ、 フロック加工と染色若しくはなせんとの組合せ、 糸の染色とメリヤス編み若しくはクロセ編みとの組合せ又は ねん糸若しくはテクスチャード加工とメリヤス編み若しくはクロセ編みとの組合せ（ただし、非原産であるよっていない糸又はテクスチャード加工していない糸であって、生産において使用されるものの価額が産品のＦＯＢの四十五パーセントを超えないことを条件とする。）

第六一類　衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）

六一・〇一―六一・一七	裁断により形成し、又は直接に形成したメリヤス編物又はクロセ編物の二以上を縫い合わせて又はつなぎ合わせて得られる産品	メリヤス編み又はクロセ編みと製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ
	その他の産品	天然繊維若しくは人造繊維の短繊維の紡績とメリヤス編み若しくはクロセ編みとの組合せ、 人造繊維の長繊維の糸の押出しとメリヤス編み若しくはクロセ編みとの組合せ又は 一の工程においてメリヤス編みを行い、製品にすること。

第六二類　衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）

六二・〇一		製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ又はなせん（独立の作業）を経て製品にすること（布の裁断を含む。）。
六二・〇二	ししゅうした産品	製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ又は ししゅうしていない織物からの生産（ただし、非原産であるししゅうしていない織物であって、生産において使用されるものの価額が産品のＥＸＷの四十パーセント又はＦＯＢの三十五パーセントを超えないことを条件とする。）
	その他の産品	製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ又は なせん（独立の作業）を経て製品にすること（布の裁断を含む。）。
六二・〇三		製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ又は なせん（独立の作業）を経て製品にすること（布の裁断を含む。）。
六二・〇四	ししゅうした産品	製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ又は ししゅうしていない織物からの生産（ただし、非原産であるししゅうしていない織物であって、生産において使用されるものの価額が産品のＥＸＷの四十パーセント又はＦＯＢの三十五パーセントを超えないことを条件とする。）
	その他の産品	製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ又は なせん（独立の作業）を経て製品にすること（布の裁断を含む。）。
六二・〇五		製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ又は なせん（独立の作業）を経て製品にすること（布の裁断を含む。）。